

総合運動公園多目的グラウンドの利用に伴う 松阪市体育施設予約システム利用案内

平成 26 年 7 月

1. 「施設予約システム」とは？

インターネットに接続したパソコンや携帯電話から、施設の空き状況の確認や仮予約が行えます。施設の空き状況の照会はどなたでもできますが、仮予約や抽選申込をする場合は、事前に「利用者登録」が必要となります。

なお、今までどおり総合運動公園管理事務所の窓口で申込をすることもできます。

- ・システムの稼働時間は、毎日 8：30～24：00 までです。
- ・年末年始（12/29～1/3）は、システムを停止します。
- ・保守、点検等のためにシステムを停止する場合がありますので、ご了承ください。

2. 「利用者登録」の方法

利用者登録は、個人・団体の 2 種類の方法があります。個人の場合は利用者本人が、団体の場合は団体代表者が、土木課公園係または総合運動公園管理事務所へ松阪市体育施設予約システム利用者登録申請書を提出してください。（団体登録の構成員に登録されている方は、個人登録も可能ですが、同一日時同一施設へ重複しての抽選申込は不適正な行為※となります。）

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

なお、登録には、本人確認ができる身分証明書（運転免許書等）が必要となります。

登録の区分	詳細
【団体登録】（市内・市外） 3人以上の団体で、その代表者が16歳以上であること	優先予約 可 抽選予約 可
【個人登録】（市内・市外） 16歳以上であること	随時予約 可

◎登録に関する注意事項

- ・申請書 1 枚につき利用者 ID は 1 つになります。
- ・申請時の内容に変更が生じたら、速やかに「変更届」を提出してください。
- ・申請者以外は、利用者 ID を使用しないでください。

3. 「予約システム」の利用

○体育施設の空き状況の確認は、毎月 1 日から 3 月分（3 か月後の月末まで）の空き状況の照会ができます。

○予約システムでの仮予約は、利用日の 5 日前まで行えます。

（※それ以降利用当日までの予約は総合運動公園管理事務所で従来どおり申請してください。）

○予約システムでは仮予約はできますが、使用料の納付はできません。従来どおり各施設窓口で使用料の納付をしてください。使用料を納付することで、本予約となり、申込が完

了となります。

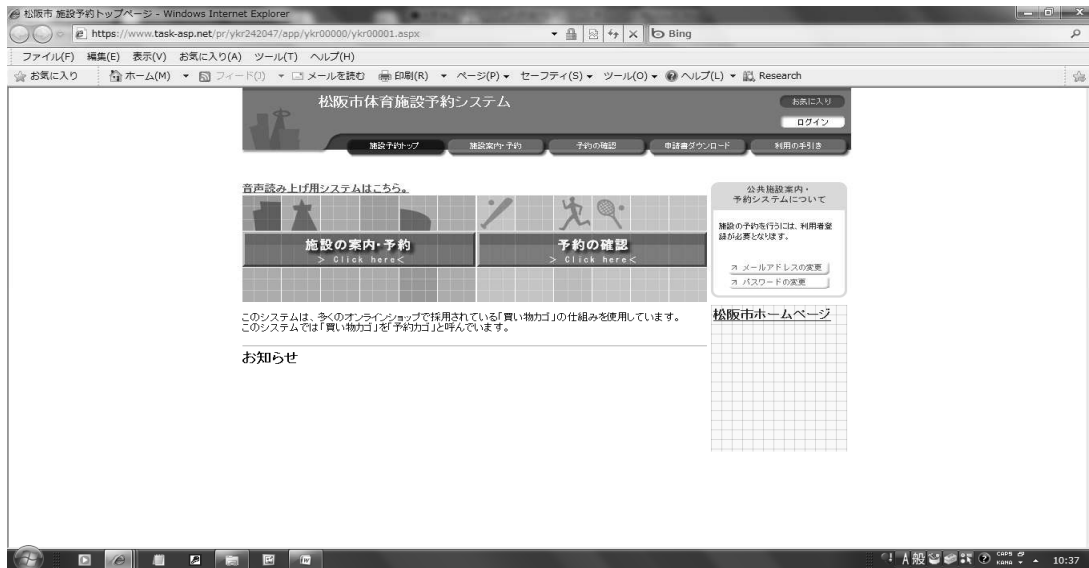
(※仮予約後 10 日以内に使用料を納付しないとその予約は自動的失効となります。)

(※本予約の手続き時には、受付番号をお知らせください。)

○予約システムでのキャンセルは仮予約の間のみ行えます。

(※使用料を納付され本予約となっている予約は、施設窓口まで連絡をお願いします。)

【予約システムのトップページ画面】



【施設の空き状況等の照会画面】

※参考画面のため、総合運動公園施設ではありません。



4. 予約の方法について

◆優先予約

① 年間調整予約

総合運動公園運動施設に伴う年間調整予約の優先順位はAが上位とする。

順位	各種大会等
A	松阪市又は松阪市教育委員会が主催又は共催する事業
B	松阪市スポーツ推進委員連絡協議会が主催する、市内全域を対象とする事業
C	松阪市中学校体育連盟が主催する、市内全域を対象とする事業
D	松阪市体育協会（加盟団体を含む。）が主催する、市内全域を対象とする事業
E	松阪市スポーツ少年団、松阪市子ども会連合会又は総合型スポーツクラブが主催する、市内全域を対象とする事業
F	上記以外で、市民が半数以上で構成される団体等が主催する、参加人数が80人以上の大会
G	(1) 上記以外の団体等が主催する、参加人数が80人以上の大会 (2) その他市長が必要と認める事業

平成26年度の総合運動公園運動施設の年間調整予約は、既に予約を受けています。以下は、平成27年度以降の参考として下さい。

○次年度（4月～翌3月）の使用希望日を12月中に申請

【松阪市体育施設優先予約申請書】（別添）

注：土木課公園係または総合運動公園管理事務所まで問い合わせください

○事務局が予約受付簿に記載し仮予約入力

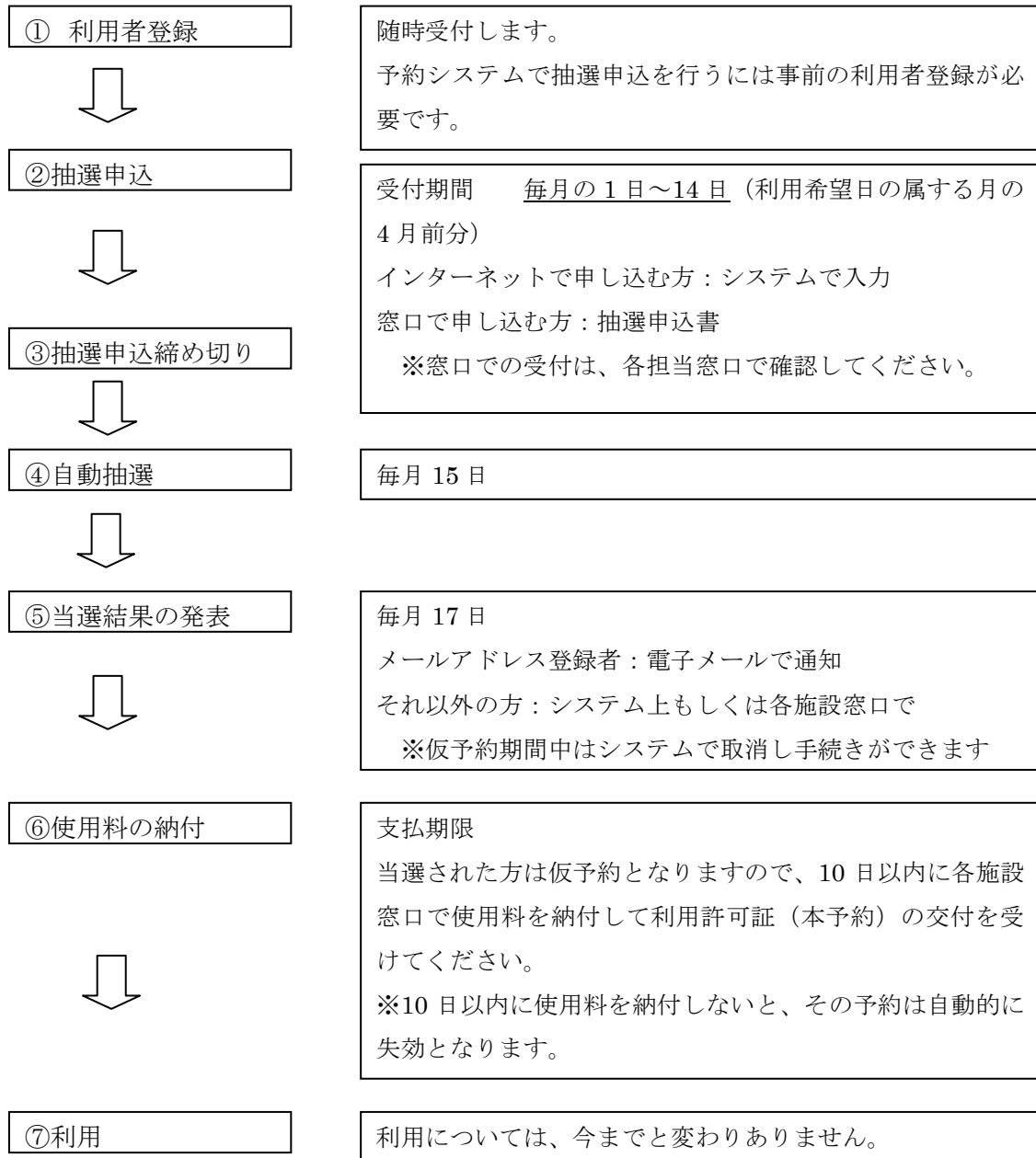
（同優先順位により重複する場合は該当者で調整会議を実施）

○使用料を概ね利用期日の3か月前までに管理事務所窓口を支払い、許可書の交付を受けてください。

○緊急的に開催が決定した大会・事業については、空き状況を確認の上、優先的に予約できるものとします。

②抽選申し込み予約

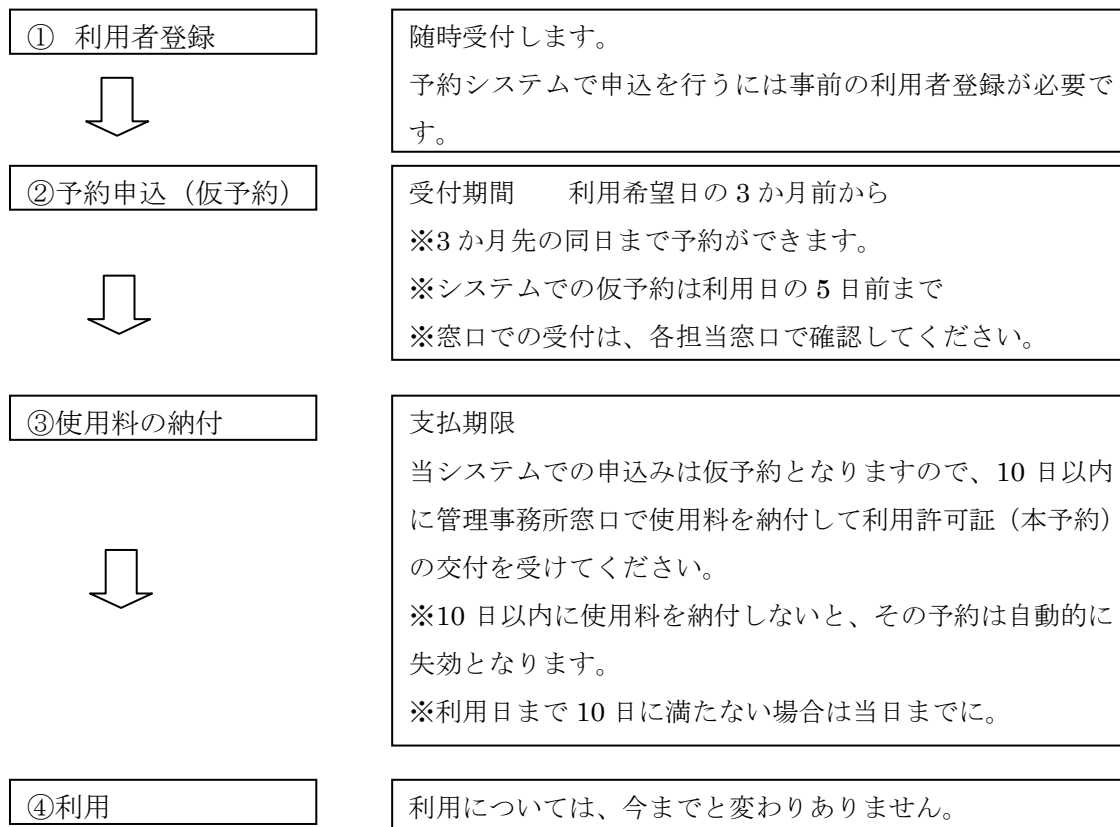
【注】平成26年8月1日（平成26年12月分）からシステムで抽選申し込みができます。



◆一般予約（仮予約）

随時予約（抽選後の空き施設を申し込む場合も同じ）

【注】平成26年8月1日からシステムで予約申請（仮予約）ができます



5. 不適正利用者の取扱いについて

約款違反や不適切な利用があったと認められる登録者及び登録団体については、注意を行うとともにその後改善されない場合には、**利用停止又は登録取消**となりますので、ご注意ください。

- × 事実と異なる申請を行うこと。
- × 当選確率を上げるために、1つの団体が複数の利用者登録番号(登録ID)を使用して、抽選申込を行うこと。【同一の団体及び個人が、複数の名義を使用して申請を行うことは認めません。】
- × 申込を行った団体とは異なる団体が、施設を利用すること。
- × 故意に予約とキャンセルを繰り返すこと。
- × その他システムを利用することが適当でないと認めたとき。

6. 対象施設について

総合運動公園多目的グラウンドの使用にあたり、当システムの利用者登録をして頂くことで、他にも下記の施設の空き状況の確認や仮予約が行えます。

施設名	優先確保		一般予約
	年間調整予約	平日優先予約	抽選申込
県営松阪野球場	中部台管理事務所	×	○
松阪市ソフトボール場		×	○
513BAKERY スタジアム松阪 (松阪公園グラウンド)	スポーツ振興課 【12/1～12/25 受付】	×	○
阪内川スポーツ公園多目的グラウンド	スポーツ振興課 【12/1～12/25 受付】		○
松阪市嬉野グラウンド	指定管理者	○	○
雲出川河川敷グラウンド	三雲教育事務所 【12/1～12/25 受付】	○	○
松阪市山村広場(飯南グラウンド)	×	×	○
さんぎんアリーナ (松阪市総合体育館)	さんぎんアリーナ事務所	○	○
松阪牛の里オーシャンファーム武道館(松阪市武道館)	スポーツ振興課 【12/1～12/25 受付】		○
嬉野体育センター	指定管理者	○	○
ハートフルみくもスポーツ文化センター	指定管理者	○	○
飯南体育センター	×	×	○
飯高 B&G 海洋センター	×	×	○
東部テニスコート	スポーツ振興課 【12/1～12/25 受付】	×	○
阪内川スポーツ公園テニスコート	スポーツ振興課 【12/1～12/25 受付】		○
獺師町公園グラウンド	維持監理課	○	○
中部台テニスコート	中部台テニスコート事務所	○	○
ハートフルみくもテニスコート	指定管理者	○	○

※優先確保の申込期間等については、担当窓口にお問い合わせください。

※体育施設利用の注意事項（総合運動公園以外の施設も含む）

（１）体育施設の鍵について

体育館等の施設の鍵は、施設ごとに保管場所が異なりますので、申請時に保管場所を確認してください。

（２）「来たときよりも美しく」

- ・体育館はモップがけをし、モップのゴミは掃除機で吸い取りましょう。
- ・グラウンドはレーキやブラシなどで整備をしましょう。

（３）体育施設は「禁煙・飲食禁止」

健康増進法施行に伴い、受動喫煙防止の為、総合体育館内では喫煙ができません。施設外で喫煙する場合は、灰皿等を持参し、吸いがらを必ず持ち帰りましょう。

（４）戸締り・消灯を忘れずに

体育館の戸締り・消灯、グラウンドの消灯は、責任をもって行いましょう。

部活動（社会体育活動を含む）、スポーツ少年団等、子どもの団体は、監督・保護者の方が申請、鍵の持ち出し、施錠、消灯を行うようにしてください。

（５）「車上荒らし」や「盗難」に注意

昼夜問わず車上荒らしの被害があります。車内には貴重品などを置かないようにしましょう。

（６）利用時間の厳守

利用時間を守り、時間内に清掃・消灯まで行いましょう。

（７）スポーツ安全保険の加入

この保険は、活動中はもちろん、活動場所への往復や賠償責任を負う事故を補償（備品の破損を含む）するものなので、加入することをお勧めします。（加入依頼書はスポーツ振興課にあります。）

（８）備品等破損した場合は必ず連絡を

施設備品（器具・ガラス等）を破損した場合は、その日のうちに施設担当窓口へ連絡をしてください。また、施設に異常があった場合も早急に連絡をしてください。

マナーを守り、利用者の皆さんが気持ちよく利用できるようにご協力ください。
上記の注意事項が守れなかった場合は、以後の利用を禁止する場合があります。